第二十八条第四項を削り、同条第三項中「第四十三条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十三条第一項に規定する政令で定める法人は、船舶貸渡業を営む法人とする。

第二十八条第五項中「第四十三条第一項第三号」を「第四十三条第一項第四号」に改め、同条第六項中「、第三項又は前項」を「又は前二項」に改める。

第二十八条の二を次のように改める。

第二十八条の二　削除

第二十八条の三中「第四十三条の三第一項」を「第四十三条の二第一項」に改める。

第二十八条の四第一項第一号中「三億五千万円」を「四億円」に改める。

第二十八条の六中「四百万円」の下に「（建物にあつては、六百万円）」を加える。

第二十八条の九第十五項第二号中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　当該地区に係る離島振興法第四条第一項の離島振興計画（同条第二項第三号に掲げる事項並びに当該地区に係る同項第五号及び第十二号並びに同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）のうち当該離島振興計画につき当該離島振興計画を定めた都道府県が同条第十四項の規定による通知（当該離島振興計画が同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により同項の主務大臣に提出があつたものである場合には、同条第十五項において準用する同条第十四項の規定による通知）を受けたもの（以下この条において「特定離島振興計画」という。）に記載された同法第四条第二項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特定離島振興計画に係るこれらの通知を受けた日のいずれか遅い日から令和七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間とし、同月三十一日前に同表の第三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該いずれか遅い日からその該当しないこととなつた日までの期間とする。）

第二十八条の九第十五項第四号中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した」を「地区内の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区　当該地区内の都道府県が定める特定離島振興計画

第二十八条の九第二十三項を次のように改める。

23　法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定離島振興計画に記載された離島振興法第四条第四項第一号に掲げる区域内の地区とする。

第二十八条の九第二十四項中「第十六項に規定する産業投資促進計画に記載された」を「特定離島振興計画に振興すべき業種として定められた」に改め、同条第二十八項を削る。

第二十九条の五第一項第一号中「以下この号及び」及び「当該事業区域が法第四十七条第三項第一号に掲げる地域内にある場合には、五万平方メートル以上）」を削る。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号中「附則第九十二条第八項又は第十項」を「附則第九十二条第十項」に改め、「第四十七条又は」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二の規定

第三十条第三項第二号中「附則第九十二条第八項又は第十項」を「附則第九十二条第十項」に改め、「第四十七条又は」を削る。

第三十二条第一項第一号を削り、同項第二号中「附則第九十二条第八項又は第十項」を「附則第九十二条第十項」に改め、「第四十七条又は」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二の規定

第三十三条の四第三項及び第三十三条の五第一項中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改める。

第三十四条第一項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

第三十五条第二項及び第三項中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改める。

第三十五条の二第一項中「第三項まで」を「この項」に改め、「（以下この項において「日本船舶」という。）」を削り、「による収益の額等と日本船舶以外の船舶を用いた」を「（同条第一項に規定する認定計画に記載された同項に規定する計画期間内において営むものに限る。以下この条において「日本船舶外航事業」という。）による収益の額等と日本船舶外航事業以外の」に、「日本船舶を用いた対外船舶運航事業等」を「日本船舶外航事業」に、「同条」を「法第五十九条の二」に改め、同条第二項中「対外船舶運航事業等」を「日本船舶外航事業」に改め、同条第三項中「対外船舶運航事業等」を「日本船舶外航事業」に改め、同項の表を次のように改める。

船舶	純トン数	金額
日本船舶	千トン以下の純トン数	百三十円
	千トンを超え一万トン以下の純トン数	百十円
	一万トンを超え二万五千トン以下の純トン数	七十円
	二万五千トンを超える純トン数	四十円
特定準日本船舶	千トン以下の純トン数	百九十五円
	千トンを超え一万トン以下の純トン数	百六十五円
	一万トンを超え二万五千トン以下の純トン数	百五円
	二万五千トンを超える純トン数	六十円

第三十六条第十五項、第三十七条第七項及び第三十七条の二第二項中「第十項まで及び第十四項」を「第十一項まで及び第十五項」に改める。

第三十七条の三第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十一条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置並びに器具及び備品にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が三十万円以上のものとし、建物及びその附属設備にあつては一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が三十万円以上のものとし、構築物にあつては一の構築物の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものとする。

第三十八条の四第十七項第二号中「事業が都市再生特別措置法施行令第七条第一項ただし書に規定する場合に該当するものであるとき」を「区域が含まれる都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域内において当該区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の同条第一項に規定する都市開発事業（当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該区域及び当該他の都市開発事業の施行される土地